

平成26年度食品衛生法等の表示に係る夏期及び年末一斉取締りの結果について

○夏期・年末一斉取締りの結果(平成26年度)

調査対象：141自治体(都道府県47、保健所設置市71、特別区23)

調査期間：夏期(7月を中心として各自治体が定める期間)

年末(12月を中心として各自治体が定める期間)

1 許可を要する営業施設^{※1}及び許可を要しない営業施設^{※2}の監視指導施設数、違反件数等

区分	調査・監視指導延べ施設数	違反発見延べ施設数	違反延べ件数		処分延べ件数				行政処分以外の措置延べ件数	告発件数	
			法19条2項違反	法20条違反	営業許可取消命令(法55条1項)	営業禁止命令(法55条1項)	営業停止命令(法55条1項)	物品廃棄命令(法54条2項)			
夏期	許可を要する営業施設	315,653	1,055	910	8	0	0	0	0	918	0
	許可を要しない営業施設	145,546	1,112	826	1	-	0	0	0	824	0
	計	461,199	2,167	1,736	9	0	0	0	0	1,742	0
年末	許可を要する営業施設	185,924	696	531	3	0	0	0	0	534	0
	許可を要しない営業施設	110,103	927	639	1	-	0	0	0	638	0
	計	296,027	1,623	1,170	4	0	0	0	0	1,172	0

※1 許可を要する営業施設：飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業、喫茶店営業(自動販売機)、食肉販売業 など

※2 許可を要しない営業施設：給食施設(学校、病院など)、野菜果物販売業、そうざい販売業、添加物の販売業 など

2 収去した食品等の検体数、違反件数等

区分	試験した収去検体数	違反延べ件数	法19条2項違反						法20条違反	行政処分以外の措置延べ件数	告発件数	
			アレルギー	期限表示	保存方法	製造加工者又は輸入者	添加物	その他				
夏期	国産品	26,069	133	6	12	9	46	45	33	0	131	0
	輸入品	2,639	7	0	0	0	1	6	0	0	7	0
	計	28,708	140	6	12	9	47	51	33	0	138	0
年末	国産品	13,879	61	2	2	1	18	26	9	0	56	0
	輸入品	1,978	7	0	0	0	0	7	0	0	7	0
	計	15,857	68	2	2	1	18	33	9	0	63	0

JAS法の品質表示基準に係る指導の件数等

平成27年6月
消費者庁
農林水産省

JAS法の品質表示基準に係る国(消費者庁及び農林水産省)による平成26年度下半期(26年10月～27年3月)の指導の件数等は以下のとおりです。

(単位:件数)

指導	上半期 (4月～9月)	下半期 (10月～3月)	合計	(参考)	
				指示	命令
25年度	210	230	440	14	0
26年度	200	204	404	14	1

指導：「JAS法に基づく指示・公表の指針」に照らし、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合に行う行政指導

指示：「JAS法に基づく指示・公表の指針」に照らし、指導に該当しない場合に行う行政指導(JAS法第19条の14第1項)

命令：指示を受けた事業者が正当な理由がなく、その指示に係る措置をとらなかった場合に行う行政処分(JAS法第19条の14第4項)

<指導の品目区分別の状況>

	指導 件数	品目区分数									
		生鮮食品計					加工食品計				
		農産物	米	畜産物	水産物	農産 加工品	畜産 加工品	水産 加工品	その他の 加工食品		
H25下半期	230	122	52	13	18	39	125	46	12	49	18
H26上半期	200	94	30	11	28	25	115	35	13	55	12
H26下半期	204	92	33	6	18	35	122	54	13	38	17

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、品目区分数の合計は指導件数と一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

	指導 件数	主な違反区分				
		名称の 誤表示・欠落	原材料名の 誤表示・欠落	原産地の 誤表示・欠落	期限表示の 誤表示・欠落	その他
H25下半期	230	20	60	107	18	42
H26上半期	200	15	54	88	16	36
H26下半期	204	15	51	100	24	24

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースがあり、違反区分の合計は指導件数と一致しない。

注：原産地の誤表示・欠落には、加工食品の原料原産地及び原産国の誤表示・欠落を含む。

<指導の対象となった事業者による情報提供の方法>

	指導 件数	計	社告	ウェブサイト	店頭告知	手紙等
H25下半期	230	247	0	43	165	39
H26上半期	200	209	0	36	144	29
H26下半期	204	214	0	39	131	44

注：一つの指導の中で複数の品目区分の食品が対象となったケースでは、品目区分ごとに情報提供の方法を整理しており、その合計は指導件数と一致しない。

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する指示の実績
(平成27年3月31日現在)

○ 指示件数

	指示件数 (事業者数)	国							都道府県						
		計 (事業者数)	生鮮				加工	計 (事業者数)	生鮮				加工		
			畜産物	農産物	水産物	米			畜産物	農産物	水産物	米			
全体(注)	1033	398	237	55	28	78	76	189	635	415	64	60	90	201	235
12年度	3	1	1	0	0	1	0	0	2	2	0	2	0	0	0
13年度	95	39	38	6	0	0	32	1	56	53	7	2	1	43	4
14年度	120	42	18	11	0	0	7	24	78	63	10	4	15	34	15
15年度	57	14	10	1	1	1	7	4	43	37	4	2	2	29	6
16年度	86	50	35	6	11	14	4	18	36	28	7	6	3	12	9
17年度	68	34	28	5	1	16	6	10	34	28	8	4	7	9	6
18年度	63	39	23	6	2	11	4	17	24	22	6	7	1	8	2
19年度	84	24	7	2	1	4	0	18	60	26	4	2	13	7	34
20年度	118	41	18	6	2	7	3	28	77	35	6	3	12	14	47
21年度	91	31	11	4	1	2	4	20	60	21	2	3	6	10	41
22年度	71	25	12	2	3	3	4	17	46	21	4	6	5	6	25
23年度	38	7	1	1	0	0	0	7	31	20	3	2	4	11	11
24年度	54	23	17	2	0	13	2	8	31	23	0	3	10	10	10
25年度	51	14	7	0	2	3	2	9	37	24	3	6	7	8	16
26年度	34	14	11	3	4	3	1	8	20	12	0	8	4	0	9

注：生鮮食品品質表示基準の適用された12年7月以降（加工食品品質表示基準は13年4月から適用）の件数である。
 ：同一事業者に対して複数の食品に対する改善指示を同時に実施した事例があることから、全体の件数と品目毎の件数の合計とは一致しない。
 ：平成22年度の国の指示件数には消費者庁分1件を含む

JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質表示基準に関する命令の実績
(平成27年3月31日現在)

○ 命令件数

No.	命令年月	本社所在地	業務分類	主な品目	主な違反内容	措置者
1	16年2月	東京都(都城)	米穀販売業者	精米	品種名及び産地の偽り	国(農林水産省)
2	17年3月	茨城県(県域)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	国(農林水産省)
3	17年6月	福井県(全国)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	国(農林水産省)
4	17年11月	千葉県(県域)	農産物販売等業者	農産物(サトイモ)	原産地の偽り	国(農林水産省)
5	19年9月	千葉県(県域)	米穀販売業者	精米	精米年月日の偽り	国(農林水産省)
6	"	東京都(都城)	米穀販売業者	精米	原産地の偽り	国(農林水産省)
7	20年6月	奈良県(全国)	食品製造業者	そうめん	賞味期限の偽り	国(農林水産省)
8	20年8月	愛媛県(県域)	水産加工業者	うなぎ蒲焼	原産地の偽り	国(農林水産省)
9	21年5月	東京都(全国)	畜産加工品製造業者	蜂蜜加工品	原材料の使用割合の偽り	国(農林水産省)
10	22年12月	北海道(道域)	米穀販売業者	精米	表示と異なる原料を使用	北海道
11	24年6月	茨城県(県域)	米穀販売業者	精米、玄米	未検査米を使用したものに産地、品種、産年を表示	国(消費者庁)
12	25年2月	石川県(県域)	米穀販売業者	精米	未検査米を使用したものに産地、品種、産年を表示	石川県
13	26年3月	福岡県(県域)	農産加工品販売業者	たけのこ水煮	「中国産」を「国産」と表示	福岡県
14	26年7月	福岡県(県域)	農産加工品製造販売業者	たけのこ水煮	「中国産」を「国産」と表示	福岡県

注：平成21年9月から、都道府県域業者（一つの都道府県の区域内のみに事業者等のある事業者）に対する命令は、都道府県知事の権限となった。広域事業者に対する命令は平成21年9月より消費者庁の権限となった。